## 渋川海岸でイベントを実施される皆様へ

渋川海岸でビーチスポーツやおまつりなどのイベントを実施する際に、テントなどの工作物を設置する場合は、次のとおり法令に基づき許可を得ていただく必要があります。 まずは、岡山県備前県民局の各窓口にご相談ください。

	自然公園法に基づく 工作物設置許可	海岸法に基づく 工作物設置許可
事前相談・協議窓口	岡山県 備前県民局 農林水産事業部 森林企画課 森林保全班住所:岡山市北区弓之町 6-1電話:086-233-9832	岡山県 備前県民局 建設部 管理課 第二班 住所:岡山市北区弓之町 6-1 電話:086-233-9877
許可までの流れ	備前県民局にて 事前相談・協議	備前県民局にて 事前相談・協議
	玉野市役所(商工観光課) ○ へ申請書提出(4 部)	備前県民局へ許可申請書提出 <b>基</b>
	備前県民局において審査	備前県民局から許可書交付
	備前県民局から許可書交付	
必要書類	<ul> <li>・工作物の新築許可申請書</li> <li>・地形図(縮尺 1:25,000 程度)</li> <li>・概況図及び天然色写真 (縮尺 1:5,000 程度)</li> <li>・平面図、立面図、断面図 (縮尺 1:1,000 程度)</li> <li>・修景図(縮尺 1:1,000 程度)</li> </ul>	<ul><li>・海岸保全区域占用許可申請書</li><li>・下記の申請項目についてわかる書類</li><li>①占用の目的</li><li>②占用の期間</li><li>③占用の場所</li><li>④施設・工作物の構造</li></ul>
		⑤工事実施の方法 ⑥工事実施の期間